

新宿区土砂災害警戒区域等の専門技術者派遣実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、「土砂災害警戒区域等」という。）について、土砂災害警戒区域等に指定された急傾斜地の安全化対策に関する助言等を行う専門技術者（土砂災害アドバイザー）を派遣することにより、土砂災害警戒区域等の安全化及び敷地の耐震化を図ることを目的とする。

(派遣対象者)

第 2 条 専門技術者派遣の対象者は、次のいずれかに該当し、土砂災害警戒区域等の安全化対策を検討する者とする。

- (1) 新宿区内の土砂災害警戒区域等に存する敷地又は建築物の全部又は一部を所有する者又はその所有する者の承諾を得た者
- (2) 土砂災害警戒区域等に、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 1 条の適用を受ける建築物が存する場合にあっては、管理組合の代表者又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者

(派遣の申込み)

第 3 条 専門技術者派遣の申込みは、土砂災害警戒区域等の専門技術者派遣申込書（第 1 号様式）を、区長に提出することにより行うものとする。

(専門技術者の派遣)

第 4 条 区長は、前条の申込みを受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、これを適当と認めるときは、土砂災害警戒区域等の専門技術者派遣通知書（第 2 号様式）により、当該申込みを行った者（以下「派遣申込者」という。）に通知する。

(専門技術者の業務)

第 5 条 区長は、専門技術者に対し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 土砂災害警戒区域等の現地確認
- (2) 所有者等への現状に関する聞き取り調査
- (3) 次に掲げる事項を記載した安全化提案書の作成
 - ア 土砂災害警戒区域等の状況及び課題
 - イ 擁壁改修計画の提案
 - ウ 擁壁改修によらない急傾斜地対策
 - エ がけ下の建築物の安全化対策
 - オ がけ等の上下隣接関係者の合意形成に関する助言
 - カ その他土砂災害警戒区域等の安全化に必要なと認める事項

(4) その他区長が必要と認める業務

(専門技術者の資格)

第6条 区長は、土砂災害警戒区域等の指定に関して十分な知識を有し、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者に、専門技術者の業務を行わせるものとする。

- (1) 技術士
- (2) 一級建築士
- (3) 一級土木施工管理技士

(遵守事項)

第7条 区長は、専門技術者の業務を行わせるに当たっては、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 土砂災害警戒区域等の指定及び斜面地対策に関する知識をもとに、区の指示に従って業務に当たること。
- (2) 業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (3) 派遣申込者に対し、自己の利益を目的とする発言、勧誘、業務受託、あっせん等を行ってはならないこと。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月4日から施行する。